

改正石綿障害予防規則に対応するために **埼玉土建**



# 石綿作業主任者技能講習

会場は、技術研修センター

作業主任講習

石綿（アスベスト）建材を取扱う解体・改修作業を行う現場には、『石綿作業主任者』を選任し常時配置することが法的に義務付けられています。これに違反すると、事業者は「6ヵ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金」に処されます。

令和2年7月に行われた法改正では石綿対策の強化が図られ、これまでも義務付けられていた「事前調査」に加え、その記録を3年間保存することも義務付けになりました。さらに、令和3年4月からは「80㎡以上の建築物の解体工事」、「請負額100万円以上の建築物の改修工事」においては、事前調査の結果を労働基準監督署へ届出することも義務付けられます。

さらに、令和5年10月からは「石綿含有建材調査者」による事前調査が義務付けられ、この「石綿含有建材調査者講習」を受講するには、今回おこなう「石綿作業主任者講習」を修了している知識が必要です。この機会に早めに受講しましょう。

【開催日】1月16日（日）～17日（月）（2日間講習）

同日とも、9:50～18:00 予定（補講の場合は、終了時間が18:00以降になります）

【会場】技術研修センター

【定員】20人（定員になりしだい締め切ります）

【受講資格】18才以上の組合員

【申込】顔写真1枚（縦30ミリ、横24ミリ）と受講料10,000円をもって支部へ

【注意事項】マスクの着用・入退場時の手洗いは必ずお願いします。

新型コロナウイルス感染防止対策として、万が一の場合は、保健所へ氏名・連絡先をご報告させてもらうことを了承の上、申し込んでください。

11月加入だと、こんなメリットが！

①資格取得祝い金の申請で、5000円給付！

②青年部も同時加入だと、資格とれ造の申請で、さらに3,000円のお祝い金がもらえます！

※組合加入に2か月の加入期間が必要です。69歳以下の共済資格がある方が対象です。青年部は30歳までの組合員が加入できます



お問い合わせ・お申し込みは

〒355-0342

埼玉土建比企西部支部

住所：ときがわ町玉川923-4

TEL：0493-66-1120  
FAX：0493-66-1140